

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則

(たばこ税に係る手持品課税)

第五十二条 省 略

25 13 省 略

14| 第二項(第九項、第十一項又は前項において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15| 省 略

16| 省 略

17| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十四項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

18| 前項の規定により第十四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

19| 省 略

附則

(たばこ税に係る手持品課税)

第五十二条 同 上

25 13 同 上

14| 第十項又は第十二項に規定する者(二以上の場所で紙巻たばこ三級品を所持する法人に限る。)が第二項(第十一項又は前項において準用する場合に限る。)の規定により提出する申告書について、国税通則法第百二十四条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による押印により難い特別な事情がある場合において、当該申告書の提出期限までに、政令で定めるところにより国税庁長官にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、同号に定める者が保有する印の印影の写しを印字する方法その他国税庁長官が適当と認める方法によることができる。

15| 第二項(第九項、第十一項又は第十三項において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

16| 同 上

17| 同 上

18| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十五項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

19| 前項の規定により第十五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

20| 同 上